

「学部等単位の事業譲渡」問題についての意見

東京私大教連中央執行委員会

(文科省パブリックコメントへ2019年4月22日に提出)

学部等単位での設置者変更については、学生の学ぶ権利の保障(入学時のカリキュラムの維持、教育施設・設備等の同一性・同等性の保証、教員組織の同一性の維持等)、教職員の雇用・身分の保障に関してあまりにも不透明な点が多い。新聞報道によれば、すでに制度変更の適用を前提にした学部譲渡の動きがあるようだが、そのような個別の事案に合致させるために拙速に制度を変更することは本末転倒である。

以上の理由により、具体的な規定整備の内容をまったく示さず、短期間のパブリックコメントという手続きだけで、学部等単位での設置者変更を可能にするという重大な制度変更を行うことに反対する。予定される5月施行を止め、公開の場での私立大学関係者の議論、国会での審議を行い、慎重に検討することを求める。